

## 指定給水装置工事事業者指定事項変更等の届出について

三木市上下水道部水道業務課

水道法第25条の4、第25条の7及び三木市指定給水装置工事事業者規程第7条に基づき、次のような変更等があったときは、所定の届出が必要です。

### ● 指定給水装置工事事業者指定事項変更

変更のあった日から30日以内に指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）に所定の添付書類を添えて提出してください。

変更事項	提出書類
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名又は役員の氏名	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10） 誓約書（様式第2） 〔法人〕定款（直近のもの 余白部分に原本証明と代表者氏名・代表者印） 〔法人〕登記事項証明書（直近のもの コピー不可） 〔個人〕住民票（直近のもの コピー不可） 指定給水装置工事事業者証（原本）
給水装置工事主任技術者の氏名又は交付を受けた免状の交付番号	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10） 給水装置工事主任技術者の免状の写し
事業所の名称及び所在地（指定申請書裏面に記載した事業所の名称及び所在地のみの変更）	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10）

### ● 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開

廃止・休止のときはその日から30日以内に、再開のときはその日から10日以内に指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）に添付書類を添えて提出してください。

届出事項	提出書類
事業の廃止・休止	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11） 指定給水装置工事事業者証（原本）
事業の再開	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書（様式第11）

### ● 給水装置工事主任技術者選・解任

給水装置工事主任技術者の選任又は解任を行ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）に添付書類を添えて提出してください。

給水装置工事主任技術者が1人もいない状態は、「指定の取消し」要件に該当します。

届出事項	提出書類
給水装置工事事業者の選任	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3） 指定給水装置工事主任技術者の免状の写し
給水装置工事事業者の解任	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）

### ● 問い合わせ等

指定の申請及び変更等の届出に関すること	水道業務課 経営管理係	電話 0794-82-2010 内線 4111、4113
給水装置工事に関すること	水道業務課 給水係	電話 0794-82-2010 内線 4131、4132
住 所	〒673-0433 兵庫県三木市福井字鷹尾1950-1	